



# 鳥取県公報

平成15年3月31日(月)

号外第49号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

人委規則	職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(5) (給与課).....	1
------	--	---

### 人事委員会規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

#### 鳥取県人事委員会規則第5号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和31年鳥取県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
略			略		
皆成学園	略	1	皆成学園	略	1
	(9)(1)から(8)までに掲げる職員以外の職員			(9)(1)から(8)までに掲げる職員以外の職員	
積善学園	(1) 児童と起居を共にする部長及び保育士	4	積善学園	(1) 児童と起居を共にする部長及び保育士	4
	(2) 児童と起居を共にしない部長及び保育士	3		(2) 児童と起居を共にしない部長及び保育士	3
	(3) 児童指導員、保健師及び言語聴覚士	1		(3) 児童指導員、保健師及び言語聴覚士	1
	(4)(1)から(3)までに掲げる職員以外の職員			(4)(1)から(3)までに掲げる職員以外の職員	
略			略		
鳥取療育園 中部療育園	(1) 児童指導員、保育士、理学療法士、言語聴覚士及び理療師	2	鳥取療育園	(1) 児童指導員、保育士、理学療法士及び理療師	2
	(2)(1)に掲げる職員以外の職員	1		(2)(1)に掲げる職員以外の職員	1
略			略		

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

